

科学研究費助成事業内部監査規定

一般財団法人
平和・安全保障研究所

科学研究費助成事業内部監査規定

平成26年7月1日

目 次

第1条	目的	1
第2条	監査の種類及び方法	1
第3条	通常監査の実施時期	1
第4条	監査の対象年度	1
第5条	監査の対象とする研究課題	1
第6条	監査の報告	1
第7条	是正改善の措置	1

科学研究費助成事業（科研費）内部監査規定

（目的）

第1条 この規定は、文部科学省および独立行政法人日本学術振興会が定める「科学研究費助成事業（科研費）学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の規程に基づき、科学研究費助成事業（科研費）の適正な使用を確保するための内部監査の実施に関し、必要な事項を定める。

（監査の種類及び方法）

第2条 監査の種類及び方法は次の通りとする。

（1）通常監査

関係書類（収支簿、証拠書類等）による書類上の監査を行う。

（2）特別監査

書類上の監査のほか、物品の納品状況、備品の設置状況、稼働状況等の事実関係の確認を行う。また、必要に応じて研究者等に対するヒアリングを行う。

（通常監査の実施時期）

第3条 通常監査は、毎年5月1日から10月31までの間に実施するものとする。

（監査の対象年度）

第4条 監査は、当該監査実施の前年度を対象とする。

（監査の対象とする研究課題）

第5条 監査の対象とする研究課題は次の通りとする。

（1）通常監査は、当該監査実施の前年度に、当研究所所属の研究者が研究代表者として交付を受けている研究課題を対象とする。研究代表者として交付を受けている研究課題がない場合は、研究分担者として参加している研究課題を対象とする。

（2）特別監査は、必要に応じ研究課題に応じて実施する。

（監査の報告）

第6条 監事は監査終了後、速やかに監査結果を最高管理責任者に報告する。

（是正改善の措置）

第7条 最高管理責任者は、監査の結果、是正改善の措置があると判断した場合、そ

の措置をとり、また研究者に対してその措置を求めるものとする。